

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日（水）午前8時58分から午前9時40分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（14名）

農業委員	7名
推進委員	7名
4. 欠席委員（1名）

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第26号 非農地証明願に対する認定について
 - 日程6 議第27号 非農地証明願に対する認定について
 - 日程7 議第28号 山江村農用地利用集積計画（第6次）に対する意見決定について
 - 日程8 その他
 - 日程9 今後の行事
 - 日程10 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をします。

議長 7月4日9時頃より、申請書の〇区の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地確認を行いました。(場所について説明)。現地につきましては、写真にありますように竹とか木とかあります。耕作をできるような状態ではありません。審議の程よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 特にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありませんでしょうか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ありませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。非農地証明の認定について異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。

議長 次に日程6、議第27号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、議第27号についてご説明をいたします。総会資料の7ページをご覧ください。議第27号「非農地証明願に対する認定について」

農地法第2条第1項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和6年7月10日提出、山江村農業委員会会長。8ページが非農地証明願の写しでございます。(申請内容について説明)。非農地となった時期や事由につきましてはご覧のとおりとなっております。11ページに調査報告書を、それから9ページから10ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現況の詳細につきましては記載のとおりで、営農条件は著しく劣るものとみております。先ほどの非農地証明の届け出と同じく、今回、非農地になる条件といたしましては、農業振興地域、要するに農振地以外の農地が該当するということでございますので、先ほどありました件、それと今回につきましても農振地外の農地となりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。現地調査につきましては担当農業委員と担当推進委員と共に6月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明いたします。6月4日、前回の総会で提出する予定であったものを現地調査いたしましたところ、農地ではないということで、今回非農地証明というような形で提出をされております。現状は、〇〇ということで①番の土地の方は川の側でありまして、流出しているような状況でございます。②番の土地につきましては山林化している状況でございました。担当推進委員と〇〇さんで確認をして、耕作できる状況でないことを確認しておりますので、審議の方、よろしくお願ひをいたします。以上です。

事務局長

すみません。先ほど言いました11ページの現地調査報告書をちょっと見ていただきたいと思いますけれども、様式2ということで、その上の方に調査農地ということでもありますけれども、私の方が書き間違いをしております。2番目の〇〇と書いておりますけれども、これは〇〇でございますので訂正方よろしくお願ひいたします。申し訳ございません。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。非農地証明の認定について異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、非農地証明願に対して認定し、証明書を発行することで決定いたします。

議長

次に日程7、議第28号「山江村農用地利用集積計画（第6次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

それでは、議第28号についてご説明をいたします。総会資料の12ページをお開きください。議第28号「山江村農用地利用集積計画（第6次）に対する意見決定について」令和6年山江村農用地利用集積計画（第6次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和6年7月10日提出、山江村農業委員会会長。13ページから14ページが意見書の写しとなっております。それから、15ページが総括表でございます。16ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されております。貸し手と公社は10年4ヶ月、公社と借り手は5年4ヶ月の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は2件で、総面積が1,925㎡でございます。18ページをご覧ください。こちらは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております。16ページの詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。戻っていただいて17ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらに

つきましては、公社を通さず相対での契約となっており、今回申請されましたのは新規設定が1件です。案件の総面積が1,444㎡でございます。合計3件の3,369㎡が今回の集積となっております。

それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の19ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇区の方でございます。20ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社が10年4ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。21ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は、公社と借り手は5年4ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。22ページから23ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに7月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員から補足説明をお願いいたします。

担当推進委員

それでは、補足説明をいたします。7月4日10時40分より現地調査を行っております。(場所について説明)。当日出席者は、〇〇区の貸し手の方、それから担当農業委員、事務局長、私の4名で行っております。借り手の方は用事がありまして欠席されております。現地の方は現在は稲作をされておりました、写真の23ページを見ていただきますと、左側の方の畔を取り外してありまして、左の田んぼと1枚にしておられます。現地はきちんと稲作をされて、畝も草刈りが終わっている状況ではありました。特に問題はないかと思いますがご審議の方、よろしくようお願いいたします。以上です。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、ございませんか。

事務局長

はい。事務局の方からなんですけれども、今、担当推進委員からもありましたとおりですね、23ページの写真で左のところですね、実は畔があったということで、数年前に今回借りられる方が畔を取られて1枚にされたということでございました。今回の契約の話し合いの中で、公社を通しての10年の契約、それから公社と借り手の方は5年契約となっております、5年後は再契約をされるのかはちょっと現段階では分からないことになっておりますけれども、5年後の変わられた場合なのか、お返しをされる場合にはですね、また畔を作り直して返すというようなことをちゃんと話をされているというようなことではございませ

たので補足説明をさせていただきます。以上です。

議長 今の説明を踏まえて、再度、意見等ございませんか。

議長 左側の所有者の方も同一の人ですかね。

担当推進委員 はい。そうでございます。

議長 はい。分かりました。

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、賃借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の24ページをお開きください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。25ページをお開きください。(申請地所在について説明)。期間は貸し手と公社は10年4ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。26ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は5年4ヶ月。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。27ページから28ページまでに地籍図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに7月4日に行っております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員 はい。それでは補足説明をさせていただきます。7月4日午前10時より、出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。(場所について説明)。現在は出し手の方により飼料作物を耕作されているわけでございますけれども、これからは受け手の方が、自分の牛、作業効率が良くなるようにここに作らせてもらえないかということで、受け手の方が飼料作物を作りたいということになされているようでございます。これからは、飼料作物を作りながら管理をしていきたいというようなことでもございました。問題はないと思いますが、慎重な審議をよろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、ございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、賃借権の新規設定1件4筆分について事務局の説明をお

願いたします。

事務局長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件4筆分について説明をいたします。総会資料の29ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇区の方、借り手が〇〇の株式会社の方でございます。30ページをご覧ください。(期間は10年5ヶ月。賃借料の支払いにつきましては、ご覧のとおりとなっております。31ページから32ページまでに地籍図、現況写真を、それから33ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに7月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは説明いたします。7月4日9時45分頃より、立会人として、借り手の方、貸し手の方、事務局長、担当推進委員、そして私の5名で行っております。(場所について説明)。現地としましては、4筆になってますけれども1枚にしてあります。現在は綺麗にして田を植えてあるわけでございますけれども、前は大変、草が生えて3年か4年くらいしてないということで、作ってもらうということで大変喜んでおられるということでございます。借り手の方は、大変若くてですね機械も持っていらっしゃって、やる気が感じられました。今後、このような若い後継者の方がいればいいかなと思っていただけでございます。以上、審議の程よろしく願いたします。

議長

続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 4 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 4 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 8 「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長

「その他」について説明。
○ホームページ用議事録について
○活動記録表について
○遊休農地解消作業について
○農地利用最適化推進記念大会について
○農地の情報提供
○委員報酬について
○農政局からのアンケートについて

議長

それでは、次に日程 9 「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程 10 「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会 7 月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和 6 年 7 月 10 日(水)午前 9 時 40 分終了

議長_____

委員_____

委員_____